

# 「百舌鳥・古市古墳群」シンボルマーク・ロゴ使用管理要領

百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議

令和2年5月15日制定

## (目的)

第1条 この要領は、「百舌鳥・古市古墳群」の新たなイメージ形成の一環として策定したシンボルマーク・ロゴ（以下「マーク等」という。）の使用及び管理に関して必要な事項を定める。

## (デザインの基準)

第2条 マーク等のデザイン及び仕様は、別添「「百舌鳥・古市古墳群」シンボルマーク・デザインガイド」に基づくものとする。

## (使用承認の申請)

第3条 マーク等を使用しようとする者は、「「百舌鳥・古市古墳群」シンボルマーク・ロゴ使用承認申請書」（様式第1号）を、百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議（以下「保存活用会議」という。）に提出し、使用承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 大阪府、堺市、羽曳野市又は藤井寺市が「百舌鳥・古市古墳群」のイメージの普及や周知の目的で使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等の報道機関が報道の目的で使用する場合
- (3) その他保存活用会議が特に申請を要しないと認めた場合

2 前項により使用承認を申請する場合、申請者が同年度内で同種の目的で複数回マーク等を使用する場合は、その旨を申請書に記載することで、一括して申請することができる。

## (使用承認)

第4条 保存活用会議は、第3条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、当該使用が適切と認められるものに対して、「「百舌鳥・古市古墳群」シンボルマーク・ロゴ使用承認書（様式第2号）」により、承認番号を付して承認するものとする。

2 保存活用会議は、審査の結果、不承認と認められるものに対しては、「「百舌鳥・古市古墳群」シンボルマーク・ロゴの使用不承認通知書（様式第3号）」により、その旨通知するものとする。

## (業種又は団体等)

第5条 次の業種又は業者の民間広告（以下「広告等」という。）は掲載しない。なお、広告等を掲載中であっても、次の業種又は業者に該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当するもの
- (2) 消費者金融・高利貸しに係るもの
- (3) たばこに係るもの
- (4) ギャンブルに係るもの（公営のものを除く）
- (5) 法律の定めのない医業類似行為を行うもの
- (6) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中のもの
- (7) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例（平成二十二年大阪府条例第五十八号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。）によるもの

(8) その他承認することが不相当と認められるもの

(使用承認の範囲)

第6条 使用承認の範囲は、「百舌鳥・古市古墳群」のイメージの普及や周知に寄与すると認められる場合とし、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、これを承認しない。

- (1) 「百舌鳥・古市古墳群」の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- (2) 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用されるおそれがある場合
- (3) 特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがある場合
- (4) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
- (5) 「百舌鳥・古市古墳群」シンボルマーク・デザインガイド」に反する使用のおそれがある場合
- (6) 品質（表示内容を含む）、性能等に関し、一定の基準を満たす品質、客観的な効能等が認められないと保存活用会議が判断した場合
- (7) 使用目的、商品の販売ルートや景品・広告の頒布先、提出先が明らかでない場合
- (8) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (9) 大阪府、堺市、羽曳野市又は藤井寺市が実施する事業の妨げになるおそれがある場合
- (10) その他承認することが不相当と認められる場合

(使用承認の期間)

第7条 マーク等の使用承認の期間は、承認日から2年が経過した後の年度末までとする。ただし、使用を中止する場合は、使用者は速やかにその内容を届け出るものとする。

(遵守事項)

第8条 使用者は、使用承認のあった範囲内でのみ使用するものとし、それ以外の範囲で使用しようとする場合は改めて使用承認を得るものとする。

(使用料及び手数料)

第9条 マーク等の使用料及び手数料は、無償とする。

(改善の指示)

第10条 保存活用会議は、使用者が使用承認の範囲を逸脱して使用していると認めた場合は、使用者に改善を指示することができる。

(承認の取り消し等)

第11条 保存活用会議は、使用者が速やかに前条の改善に係る措置を講じない場合、使用承認を取り消し、使用を差し止めることができる。

(使用者の責務)

第12条 使用者は、マーク等の使用に際しては信義を重んじ、本要領に基づき誠実に使用しなければならない。  
2 マーク等の使用に起因する問題が生じた場合は、使用者が誠意を持って速やかに対処するものとし、保存活用会議は、損害賠償、損失補償、その他法律上の一切の責任を負わない。

(事故及び苦情の処理)

第 13 条 マーク等の使用は、保存活用会議が当該商品の品質や役務の内容を保証するものではない。また、マーク等を使用した商品等又は役務に係る事故、苦情（以下「事故等」という）が発生した場合は、使用者が使用者の責任の下に処理しなければならない。

2 使用者は、速やかに前項に規定する事故等について保存活用会議に報告しなければならない。

3 第 1 項に規定する事故等については、保存活用会議は、損害賠償、損失補償、その他法律上の一切の責任を負わないものとする。

(疑義等)

第 13 条 この要領に定めない事項及びこの要領に関して生じた疑義については、保存活用会議と使用者が協議して定める。

附則

この要領は、平成 23 年 10 月 28 日から施行する。

附則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 25 年 8 月 26 日から施行する。

附則

この要領は、令和元年 7 月 6 日から施行する。

附則

この要領は、令和 2 年 5 月 15 日から施行する。